

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の恒久法化を求める会長声明

2017年（平成29）年10月19日

千葉県弁護士会 会長 及 川 智 志

ホームレスの自立の支援に関する特別措置法（以下「本法」という。）が、本年8月7日の期限到来をもって効力を失うことが予定されていたところ、本年6月14日、本法の期限を10年間延長する旨の改正法が参議院本会議で可決され、成立した。

当会は、2012年（平成24年）3月14日、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の延長等を求める意見書」を公表し、当時予定されていた同年8月の期限到来をもって本法を失効させることなく5年間延長し、延長期間中にその後のさらなる包摂型の支援体制を強化するための議論（審議会等）の場を設け、かつホームレスを含む生活困窮者に対する総合的かつ包括的な新しい法体制の整備を求めた。その後、本法は5年間施行期限が延長されるとともに、2015年（平成27年）4月からは生活困窮者自立支援法（以下「新法」という。）が施行されている。

本法においては、①ホームレス総合相談推進事業（巡回相談指導等事業）、②ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）、③ホームレス自立支援事業（ホームレス自立支援センター）等が実施されていたが、新法の施行に伴い、①については新法の自立相談支援事業に、②及び③については新法の一時生活支援事業に財源の位置づけが移行して実施されている。また、本法のシェルターやホームレス自立支援センターにおける職員の人件費についても、新法の自立相談支援事業に移行して実施されている。

しかし、本法は「ホームレスに関する問題の解決」を法の目的として明記し（1条）、国と地方自治体に対し基本方針・実施計画の策定を義務付け（8条、9条）、

国に対しホームレスの実態に関する全国調査の実施を義務付けており（14条）、新法実施後も本法に基づきこれらの計画策定や全国調査が実施されている。一方、新法には、このような文言や規定は全くないため、本法が上記期限到来によって失効すれば、これらの計画策定や実態調査が行われなくなるおそれがあった。

これまでの本法の取組により、国の調査によって把握されているホームレスの数は2003年（平成15年）の2万5296人から2016年（平成28年）の6235人へと大幅に減少してきているものの、依然として約6000人ものホームレスが確認されているほか、ホームレスの高齢化、路上生活期間の長期化等の新たな課題も生じてきているところであり、ホームレス問題の解決を国や地方自治体の責務として法文上明記し、実態調査や支援計画の策定等を継続実施する必要性が全く失われていないことは明らかであった。

今回の改正法により、本法の期限が10年間延長されたことはホームレス問題の解決に向けて国が前向きに取り組む姿勢を示したものとして評価できる。しかしながら、ホームレスの問題を根本的に解決するためには、期限が到来する度に延長の議論をするのではなく、この問題の解決を恒久法に位置付ける方策を検討し必要な法改正を行うことを検討すべきである。

以上